

岩手県介護支援専門員 更新研修等に関するQ & A

●用語の凡例

- ・ 証 介護支援専門員証
- ・ 専門Ⅰ研修 . . . 専門研修課程Ⅰ（実務従事6カ月以上受講可）
- ・ 専門Ⅱ研修 . . . 専門研修課程Ⅱ（実務従事3年以上受講可）
- ・ 更新Ⅰ研修 . . . 更新研修（専門研修課程Ⅰと同内容）（有効期間満了おおよそ1年以内受講可）
- ・ 更新Ⅱ研修 . . . 更新研修（専門研修課程Ⅱと同内容）（有効期間満了おおよそ1年以内受講可）
- ・ 主任研修 主任介護支援専門員研修
- ・ 主任更新研修 . . 主任介護支援専門員更新研修

●研修Q & A一覧

質問一覧	回答 ページ
Q1 自分がどの研修を受ければよいのかわかりません。	1
Q2 更新の案内が来ましたが実務経験がありません。どの研修を受講すればよいですか。	1
Q3 実務経験が短い場合、どの更新研修を受講すればよいですか。	1
Q4 実務経験とは具体的にどのようなことですか。	1
Q5 有効期間内に更新研修を受けなかった場合はどうなりますか。	2
Q6 研修を受講しないと資格はなくなりますか。	2
Q7 2回目以降の更新研修はどの研修を受講すればよいですか。	2
Q8 要介護認定調査員をしています。実務経験者向け研修を受講できますか。	2
Q9 現在、居宅介護支援事業所で管理者をしています。居宅サービス計画書を作成していませんが、主任介護支援専門員研修を受講できますか。	2
Q10 主任研修を受講することで、更新研修は免除されますか。	2
Q11 主任研修または主任更新研修を平成28年度に修了しました。31年度、主任更新研修を受講できますか。	2
Q12 証の手続きについて教えてください。	2

Q1 自分がどの研修を受ければよいのかわかりません。

(A 1) 介護支援専門員の[フローチャート](#)をご覧ください。

Q2 更新の案内が来ましたが実務経験がありません。どの研修を受講すればよいですか。

(A 2) 実務経験がない方は、実務未経験者向け更新研修をお申し込みください。ただし、直ぐに介護支援専門員として実務に就く予定のない方は、無理に受講する必要はありません。必要に応じて再研修を受講することをお勧めします。

Q3 実務経験が短い場合、どの更新研修を受講すればよいですか。

(A 3) 証の有効期間満了日までの間に、1日でも居宅等サービス計画書等作成した経験がある場合、実務経験者として認められます。ただし、更新Ⅰ・Ⅱ研修は、事例の提出が必須のため、提出できない場合、受講することができません。実務経験期間によっては、実務未経験者向けの研修をお勧めしますが、申込み前に一度事務局にご相談下さい。

Q4 実務経験とは具体的にどのような事ですか。

(A 4) 介護支援専門員の実務とは、事業所（※以下①～⑫）において介護支援専門員として就労し、サービス計画の作成等（個別サービス計画は非該当）を行うことです。従って、認定調査のみに従事していた場合などは、介護支援専門員の実務経験にあたりません。また、居宅介護支援事業所においては常勤専従の管理者を置くことになっていることから、当該管理者は実務経験ありと認められます。

- ①居宅介護支援事業所
- ②地域包括支援センター
- ③（介護予防）特定施設入居者生活介護
- ④（介護予防）小規模多機能型居宅介護
- ⑤（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護
- ⑦地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
- ⑧看護小規模型多機能型居宅介護
- ⑨指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ⑩介護老人保健施設
- ⑪介護療養型医療施設
- ⑫介護医療院

Q5 有効期間内に更新研修を受けなかった場合はどうなりますか。

(A 5) 有効期間満了日後は、介護支援専門員として実務に就くことはできません。新たに実務に就く場合は、再研修を受講し証の交付を受けてください。
なお、一度、証を失効すると、それまで受講した法定研修はすべてリセットされます。証を再交付し、有効期間満了までに実務についた場合、「専門Ⅰ・Ⅱ研修」または「更新Ⅰ・Ⅱ研修」の研修を受講する必要があります。

Q6 研修を受講しないと資格はなくなりますか。

(A6) 一定の研修を受けずにいると証は失効しますが、消除されない限り、資格自体の取り消しはありません。証が失効した後に実務に就く場合は、再研修を受け、新たに証の交付を岩手県から受ける必要があります。

Q7 2回目以降の更新研修はどの研修を受講すればよいですか。

(A7) 実務経験があり、今回、更新研修の受講が2回目以降の方は、更新Ⅱ研修（専門研修課程Ⅱと同内容）を受講することで更新できます。更新Ⅰ研修（専門研修課程Ⅰと同内容）の受講は必要ありません。
なお、実務に就いていて、有効期間満了2年前の方は、専門Ⅱ研修を受講できます。この場合、更新Ⅱ研修は免除されます。

Q8 要介護認定調査員をしています。実務経験者向け研修を受講できますか。

(A8) 認定調査員の業務は、介護支援専門員の実務に含まれません。更新が必要な場合は、実務未経験者向け更新研修を受講ください。

Q9 現在、居宅介護支援事業所で管理者をしています。居宅サービス計画書を作成していませんが、主任介護支援専門員研修を受講できますか。

(A9) 管理者の場合、居宅サービス計画書を作成していない場合でも、介護支援専門員として実務に従事しているものとみなされますので受講可能です。ただし、管理者の期間も含め、5年以上の実務経験がない場合は受講できません。また、他の事業の管理者を兼務している場合も受講できません。

Q10 主任研修を受講することで、更新研修は免除されますか。

(A10) 免除されません。証の有効期間内に、専門Ⅱ研修又は更新Ⅱ研修を受講する必要があります。

Q11 主任研修または主任更新研修を平成28年度に修了しました。31年度、更新研修を受講できますか。

(A11) 受講できません。28年度に修了した方は、32（2020）年度又は33（2021）年度受講可能です。
主任更新研修を初めて受講する予定の方は、証の有効期間満了日にご注意ください。主任更新研修を受講することで、更新Ⅱ研修は免除されますが、主任更新研修受講前に証を失効した場合、受講することができません。32年9月前までに証の有効期間満了日を迎える方は、今年度は更新Ⅱ研修を受講し、32年度又は33年度に主任更新研修を受講ください。

Q12 証の更新手続きについて教えてください。

(A12) 岩手県長寿社会課まで問い合わせください。TEL：019-629-5441
<ホームページ>
トップページ > くらし・環境 > 福祉 > 介護福祉 > 介護支援専門員（ケアマネジャー） > 〈介護支援専門員〉申請・届出について
<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/1003714/1003716.html>